

乙第184号証

2013年版

情報通信法令集

総務省

情報通信国際戦略局 情報通信政策課

電波法施行規則

〔昭和二十五年十一月三十日〕
電波監理委員会規則第十四号

最終改正 平成二五年 六月一日総務省令第六七号

目次

第一章 総則（第一条―第四条の四）	
第二章 無線局	
第一節 通則（第五条―第二十条の三）	
第二節 周波数割当計画の公開（第二十一条）	
第三節 安全施設（第二十一条の二―第二十七条）	
第四節 船舶局、航空機局等の特則（第二十八条―第三十一条の三）	
第四節の二 地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九）	
第四節の三 無線設備の技術基準の策定等の申出の手續（第三十二条の九の二）	
第五節 無線従事者（第三十二条の十一―第三十六条）	
第六節 目的外通信等（第三十六条の二―第三十七条）	
第七節 業務書類等（第三十八条―第四十三条の六）	
第三章 高周波利用設備	
第一節 通則（第四十四条―第四十五条の三）	
第二節 総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の六）	
第三節 製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十）	
第四節 安全施設（第四十七条―第五十条）	
第四章 雑則	
第一節 電波天文業務等の受信設備の指定基準等（第五十条の二―第五十条の九）	
第二節 異議申立て及び訴訟（第五十条の十）	
第二節 無線方位測定装置の保護（第五十一条）	
第二節の二 指定無線設備等（第五十一条の二―第五十一条の四の三）	

電波法施行規則

- 第二節の三 電波有効利用促進センター（第五十一条の五―第五十一条の九）
- 第二節の四 手数料等の徴収（第五十一条の九の二―第五十一条の九の三）
- 第二節の五 電波利用料の徴収等（第五十一条の九の四―第五十一条の十四）
- 第二節の六 混信等の許容の申出（第五十一条の十四の二）
- 第三節 権限の委任（第五十一条の十五）
- 第四節 提出書類（第五十二条―第五十二条の三）
- 第五章 経過規定（第五十三条）
- 附則
- 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この規則は、別に命令で規定せられるものの外、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定を施行するために必要とする事項及び電波法の委任に基く事項を定めることを目的とする。
- （定義等）
- 第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。
- 一 「通信憲章」とは、国際電気通信連合憲章をいう。
- 二 「通信条約」とは、国際電気通信連合条約をいう。
- 三 「無線通信規則」とは、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則をいう。
- 四 「法」とは、電波法をいう。
- 五 「手数料令」とは、電波法関係手数料令をいう。
- 六 「施行規則」とは、電波法施行規則をいう。
- 七 「免許規則」とは、無線局免許手続規則をいう。
- 八 「無線局根本基準」とは、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準をいう。
- 八の二 「特定無線局根本基準」とは、特定無線局の開設の根本的基準をいう。
- 九 「基幹放送局根本基準」とは、基幹放送局の開設の根本的基準をい

電波法施行規則

送局の事業計画の変更の届出に関する事項

第四十三條の四 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人は、その定款及び理事に關し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

本条：追加（昭和三十四年二月郵政令三二号）：一・二項：一部改正（昭和四十六年六月郵政令九号・六〇年三月五号）：一項：削除・旧二項：一項に繰上（平成六年三月郵政令一九号）：本条：一部改正（平成二年九月郵政令六〇号・二〇年十一月総務令二六号）

第四十三條の五 法第八十一條の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。

一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九條の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書

二 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書

三 法第四十八條の三第一号の訓練の課程を修了したことを証する書類

四 前各号のほか、これらに準ずる書類であつて総務大臣が別に告示するもの

2 前項の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して三月を経過した日とする。

本条：追加（昭和五十八年二月郵政令一号）：一項：一部改正（昭和五十九年六月郵政令二七号・平成二年九月六〇号）

委任 一項四号の「告示」へ（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）

（電磁的方法により記録することができ書類）

第四十三條の六 免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができ、この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに作成、表示及び書面への印刷ができなければならない。

一 第三十八條の四の規定に基づき作成する遭難自動通報設備の機能試験の実施の日及び試験結果の記録

二 第四十條第一項から第三項までの規定に基づき記載する無線業務日誌

本条：追加（平成一〇年三月郵政令二二号）

第三章 高周波利用設備

第一節 通則

（通信設備）

第四十四條 法第百條第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

(2) 受信のみを目的とするもの

二 誘導式通信設備（線路に一〇kHz以上の高周波電流を流すことにより発生する誘導電波を使用して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) 線路から $\frac{2}{\pi}$ （ π は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。）の距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルト以下のもの

(2) 誘導式読み書き通信設備（一三・五六kHzの周波数の誘導電波を使用して記録媒体の情報を読み書きする設備をいう。以下同じ。）であつて、その設備から三メートルの距離における電界強度が毎メートル五〇マイクロボルト以下のもの

(3) 誘導式読み書き通信設備であつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

(1) 搬送式インターホン（音声信号を送信し、及び受信するものをいう。以下同じ。）

(2) 一般搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、四〇デシベル以上の減衰量を有するブロッキン

電波法施行規則

電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

4 第三十八条第六項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、第三十八条第六項中「第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

（本条：追加〔昭和六〇年二月郵政令八号〕、三項：追加〔平成二二年三月郵政令一九号〕、一・二項：一部改正〔平成二二年九月郵政令六〇号〕、四項：追加〔平成二二年六月郵政令六二号〕）

委任 四項で準用する三八条六項の「告示」は「添付書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法」

第二節 総務大臣による型式の指定

節名：追加〔昭和六〇年二月郵政令八号〕、改正〔平成二二年九月郵政令六〇号〕

（指定の申請）

第四十六条 第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 誘導式読み書き通信設備

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観（図面及び写真で示すものとする。）
- (4) 電波の強度に対する安全施設の状態
- (5) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 搬送波の周波数
- (二) 漏えい電界強度
- (三) 高調波及び低調波による高周波出力

二 搬送式インターホン

- (1) 前号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 通信路数及び伝送の型式
- (3) 搬送波出力の定格値及び測定値
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 前号の(5)の(一)及び(二)に掲げる事項

- (二) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度

三 一般搬送式デジタル伝送装置

- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 搬送波の変調方式
- (3) 搬送波出力又は一〇kHzの帯域幅における搬送波出力（以下「一〇kHz幅の搬送波出力」という。）の定格値及び測定値

- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 第一号の(5)の(二)及び前号の(4)の(二)に掲げる事項
- (二) 搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）

- (一) 第一号の(5)の(二)及び前号の(4)の(二)に掲げる事項

- (二) 搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）

- (一) 第一号の(5)の(二)及び前号の(4)の(二)に掲げる事項

四 特別搬送式デジタル伝送装置

- (1) 第一号の(1)から(3)までに並びに前号の(2)及び(3)に掲げる事項
- (2) 高周波電流の送信に関する機能
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 第一号の(5)の(二)、第二号の(4)の(二)及び前号の(4)の(二)に掲げる事項

- (二) 最大送信時間

- (一) 広帯域電力線搬送通信設備

- (2) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

- (一) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (二) 第三号の(4)の(二)に掲げる事項

- (一) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

- (二) 第三号の(4)の(二)に掲げる事項

- (一) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

- (二) 第三号の(4)の(二)に掲げる事項

(二) 伝導妨害波の電流及び電圧
(三) 放射妨害波の電界強度
(四) 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱

を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
(2) 外観及び構造(図面及び写真で示すものとする。)

(3) 発信の方式

(4) 振動子の種類及び型名(電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合を除く。)

(5) 高周波出力の定格値及び測定値
(6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 利用する周波数(以下「利用周波数」という。)及び周波数変動幅

七 無電極放電ランプ
(二) 利用周波数による放射及びスプリアス放射の漏えい電界強度

(1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
(2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 利用周波数及び周波数変動幅
(二) スプリアス放射の漏えい電界強度(利用周波数が一三・五五三

MHz から一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。)

(三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力(利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。)

2 前項の申請書及び添附書類の様式その他申請に関し必要な事項は、総務大臣が告示で定める。

本条：追加(昭和四十七年四月郵政令「三三」)：見出し：一部改正：一項：全部改正(昭和四十八年八月郵政令「一九」)：一項：一部改正(昭和五十六年一月郵政令三五五・五十八年五月一九号)：見出し：全部改正：一項：一部改正(旧四五条の二)：線下(昭和六〇年一月二月郵政令八一)：一項：一部改正(昭和六十二年三月郵政令四四・平成七年七月五三三・一一年七月六二二)：二年：一月六三三)：一：二：一部改正(平成二年九月郵政令六〇号)：一項：全部改正(平成四年九月総務令九六六)：一部改正(平成一六年一月総務令四四・一七年三月四五五・一八年一〇月一九九)

電波法施行規則

委任(二項の「告示」)：(高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等)

(指定)

第四十六條の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一 誘導式読み書き通信設備

(1) 搬送波の周波数が一三・五六MHzであること。

(2) 搬送波の周波数の許容偏差は、百万分の五〇以内であること。

(3) 漏えい電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一三・五五三MHz以上一三・五六七MHz以下の周波数において毎メートル四七・五四ミリボルト

(二) 一三・四一MHz以上一三・五五三MHz未満又は一三・五六七MHzを超え一三・七二MHz以下の周波数において毎メートル一・〇六一ミリボルト

(三) 一三・一一MHz以上一三・四一MHz未満又は一三・七二MHzを超え一四・〇一MHz以下の周波数において毎メートル三一六マイクロボルト

(四) (一)から(三)までに掲げる周波数以外の周波数(高調波及び低調波に係るものを除く。)において毎メートル二五〇マイクロボルト
(4) 高調波又は低調波による高周波出力は、五〇マイクロワット以下であること。

(5) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される六分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。

(一) 電界強度が毎メートル六〇・七七ボルト

(二) 磁界強度が毎メートル〇・一六アンペア

(6) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を

電波法施行規則

与えるおそれがないこと。

二 搬送式インターホン

- (1) 単一通信路であること。
 - (2) 伝送の型式が電話（連絡設定を確保するための信号を含む。）であること。
 - (3) 搬送波出力の定格値が五〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
 - (4) 搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
 - (5) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度が搬送波出力より四〇デシベル以上低いこと。
 - (6) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
 - (一) 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト
 - (二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
 - (三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト
- 前号の(6)に掲げる条件
- 三 一般搬送式デジタル伝送装置
- (1) 搬送波出力は、次のとおりであること。
 - (一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇kHz幅の搬送波出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇kHzから二〇〇kHzまでのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における二〇kHz幅の搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
 - (二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬

四 特別搬送式デジタル伝送装置

- (5) 第一号の(6)に掲げる条件
- (2) 搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
- (3) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度は、次のとおりであること。
 - (一) 搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、スプリアス発射の強度が搬送波出力より四三デシベル以上低いこと。
 - (二) (一)に規定する搬送波の変調方式以外の変調方式のものは、その設備の出力端子に誘起する高周波電圧（総務大臣が別に告示する測定器によつて測定したものに限る。）が、次に掲げる値以下であること。
 - ア 四五〇kHzを超え五MHz以下の周波数において五六デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
 - イ 五MHzを超え三〇MHz以下の周波数において六〇デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
- (4) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
 - (一) 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト（搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、三〇〇マイクロボルト）
 - (二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
 - (三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

- (1) 搬送波出力は、次のとおりであること。
- (一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇kHz幅の搬送波出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇kHzから二〇〇kHzまでのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における一〇kHz幅の搬送波出力の最大値が定格値の一二パーセントを超えないこと。
- (二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下（搬送波の周波数が一一五kHz又は一三二kHzであり、搬送波の変調方式が位相変調のものは、三五〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
- (3)(2) 最大送信時間が〇・七秒以下であること。
- (一) 次に掲げる高周波電流の送信に関する機能を備えていること。
- (二) 送信を行う場合は、二五ミリ秒の間に高周波電流を受信しなかったことを確認した後に行うこと。ただし、応答信号を送信する場合又は自動再送信（応答がない相手に対し、引き続いて繰り返し自動的に行う送信をいう。以下同じ。）を行う場合は、この限りでない。
- (三) 自動再送信を行う場合にあっては、その回数は七回以内であること。
- (4) 第二号の(6)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件
- 五 広帯域電力線搬送通信設備
- (1) 搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。
- (一) 通信状態における伝導妨害波の電流

電波法施行規則

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満	三〇デシベル	二〇デシベル
一五MHz以上三〇MHz以下	二〇デシベル	一〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル

電波法施行規則

二二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三十七デシベル
---------------------	---------

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
- (4) 第一号の(6)に掲げる条件
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

- (1) 利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲にあること。
- (2) 高周波出力の定格値が五キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一〇パーセントを超えないこと。
- (3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

- (一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト
- (二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

- (三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）を除く。）において毎メートル

$\sqrt{20P}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。) マイクロボルト

七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 利用周波数が二〇・〇kHzから一〇〇kHzまでの範囲にあること。
- (2) 高周波出力の定格値が三キロワット以下であり、かつ、動作状態

八 無電極放電ランプ

- (3) 第一号の(6)及び前号の(3)に掲げる条件
- (1) 利用周波数が一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲にあること。

- (2) 高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものは、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一〇パーセントを超えないこと。
- (3) スプリアス発射による漏えい電界強度が当該設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

- (一) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

- (二) (一)に掲げる周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル一〇〇マイクロボルト

- (4) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の許容値は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）。
- (一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五〇kHz未満	一一〇デシベル	

電波法施行規則

周波数帯	ループアンテナの直径のことの許容値（一マイクロアンペアを○デシベルとする。）		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇kHz以上七〇kHz以下	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル

五〇kHz以上二五〇kHz未満	九〇デシベルから八〇デシベルまで ※
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※
五〇kHzを超え二五〇kHz以下	五六デシベル
二・五MHzを超え三MHz未満	七三デシベル
三MHz以上五MHz以下	五六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを○デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八〇デシベル	七〇デシベル	
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 負荷端子及び制御端子における妨害波電圧

四 妨害波電力

注一 最大となる長さ、一・六メートル以内の機器には直径二メートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器には直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

二 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

三 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

四 無電極放電ランプ（利用周波数が一〇kHzから一五〇kHzまでの範囲のものに限る。）については、一〇kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯における許容値は、この表に規定する値に、それぞれ三〇デシベルを加えたものとする。

kHz未満	八八デシベルから八五デシベルまで (1)	八一デシベルから七五デシベルまで (1)
七〇kHz以上一五〇kHz未満	八八デシベルから八五デシベルまで (1)	八一デシベルから七五デシベルまで (1)
一五〇kHz以上二・二MHz以下	五八デシベルから二六デシベルまで (1)	五一デシベルから二二デシベルまで (1)
二・二MHzを超え三MHz未満	五八デシベル	五一デシベル
三MHz以上三〇MHz以下	二二デシベル	一五デシベルから一二デシベルまで (2)

電波法施行規則

周波数帯	許容値（一ピコワットを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHz以上三〇〇MHz以下	四五デシベルから五五デシベルまで (1)	三五デシベルから四五デシベルまで (1)

注 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(5) (4)に掲げる妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6) 第一号の(6)に掲げる条件

2 総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。

一 型式名

二 指定番号

三 製造業者等の氏名又は名称

本条（追加「昭和四十七年四月郵政令一三三号」、一部改正「昭和四十七年七月郵政令二五号」、全部改正「昭和四十八年八月郵政令一九号」、一部改正「昭和五十六年一月郵政令三五号・五十七年一月六号・五十八年五月一九号」、見出：追加・一・二項：一部改正・旧四五条の三：繰下「昭和六〇年二月郵政令八一号」、一項：一部改正「昭和六十二年三月郵政令四号・平成元年六月四号・七年七月五号・一一年七月六号・七月六二号・一二年一月六号」）、一・二項：一部改正「平成一二年九月郵政令六〇号」、一項：全部改正「平成一四年九月総務令九六号」、一部改正「平成一七年三月総務令四五号・一八年五月八号・一〇月一九号」
委任 一項三号の「告示」二「電波法施行規則の規定に基づき送信装置の出力端子に誘起する高周波電圧の測定器」、一項五号(3)の「告示」二「伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法」、一項八号の「告示」二「妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法」

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

ならない。

一 誘導式読み書き通信設備

接続図

外観

(1) 電波の強度に対する安全施設の状況

(2) 漏えい電界強度の設計値

(3) 高調波及び低調波による高周波出力の設計値

(4) 搬送式インターホン及び一般搬送式デジタル伝送装置

(5) 前号の(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

二 特別搬送式デジタル伝送装置

(1) 第一号の(1)、(2)及び(4)並びに前号の(2)に掲げる事項

(2) 送信に関する機能

(3) 最大送信時間の設計値

四 広帯域電力線搬送通信設備

(1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

(2) 搬送波の周波数（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のもの

は、拡散範囲とする。）の設計値

(3) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱

を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)に掲げる事項

(2) 発信の方式

(3) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値

(4) 利用周波数による放射及びスプリアス放射の漏えい電界強度の設計

計値

(5) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機

械を除く。）

(6) 外観及び構造

六 無電極放電ランプ

(1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(6)に掲げる事項

(2) スプリアス放射の漏えい電界強度の設計値

電波法施行規則

(2) 高周波出力の定格値が二キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二五パーセントを超えない

電波法施行規則

いこと。

(3) スプリアス発射による電界強度が当該電子レンジから三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 九〇MHzから一〇八MHzまで及び一七〇MHzから二二二MHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(二) 四七〇MHzから七七〇MHzまでの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数(ISM用周波数を除く。)において毎メートル $\sqrt{20P}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、一キロワットを超えるものにあつては一、〇〇〇とする。)マイクロボルト

(4) 漏えい電波の電力束密度は、耐久試験後において毎平方センチメートル五ミリワット以下であること。

(5) 高圧電氣により充電される器具及び電線が、絶縁遮蔽体又は接地することができ、構造の金属遮蔽体の内に収容されており、外部より容易に触れることができないような構造であること。

二 電磁誘導加熱式調理器

(1) 利用周波数が二〇・〇kHzから一〇〇kHzまでの範囲内にあること。

(2) 高周波出力の定格値が三キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二パーセントを超えないこと。

(3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度が当該設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

(二) 五二・六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数(ISM用周波数を除く。)において毎メートル $\sqrt{20P}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、一キロワットを超えるものにあつては一、〇〇〇とする。)マイクロボルト

(4) 当該設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

2 型式確認は、別表第八号に規定する方法により試験を行い、その型式が前項各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合していると認められた場合に限り、行うことができる。

3 製造業者等は、型式確認を行うために作成した資料を保管しなければならない。ただし、製造又は輸入を行わなくなつた後十年を経過した型式に係るものについては、この限りでない。

4 前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができ、この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示及び書面への印刷ができなければならない。

本条：追加「昭和六〇年二月郵政令八一号」、一項：全部改正「二項：一部改正」平成七年七月郵政令五三三号、四項：追加「平成二年三月郵政令一九号」、一項：一部改正「平成二年九月総務令九六号」

(届出等)

第四十六条の八 型式確認を行つた製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 型式名、確認番号及び外観(図面及び写真で示すものとする。)

三 製造する工場又は事業場の名称及び所在地

2 総務大臣は、製造業者等から前項の規定により届出があつたときは、その氏名又は名称並びに型式確認を行つた電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式名及び確認番号を告示する。

3 第一項の規定により届出を行つた製造業者等は、型式確認を行つた型

式に属する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に別表第十号に定める様式の表示を付さなければならぬ。

本条：追加「昭和六〇年二月郵政令八二号」・一項改正「平成七年七月郵政令五三三号」・二項改正「平成二二年九月郵政令六〇号」

(条件不適合等の場合の措置)

第四十六條の九 総務大臣は、製造業者等が型式確認を行った型式に属する電子レンジ若しくは電磁誘導加熱式調理器が第四十六條の七第一項各号に掲げる条件に適合していないため、又は次条に規定する総務大臣の資料提出要求、説明要求若しくは実地調査に応じないことにより当該条件に適合していることを確認できないため、型式確認の効果を維持することができないと認めるときは、その旨を当該製造業者等に通知するとともに、当該製造業者等の氏名又は名称、型式名及び確認番号を告示する。

2 前項の規定により、告示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器(当該告示の日前に製造されたものを除く。)は、第四十五條第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行っていない型式に属するものとみなす。

本条：追加「昭和六〇年二月郵政令八二号」・二項改正「平成七年七月郵政令五三三号」・一項改正「平成二二年九月郵政令六〇号」

(資料の提出等)

第四十六條の十 総務大臣は、前三條の規定の施行に関し、必要があると認めるときは、型式確認を行った製造業者等に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地に調査することがある。

本条：追加「昭和六〇年二月郵政令八二号」・一部改正「平成二二年九月郵政令六〇号」

第四節 安全施設

旧二節：繰下「昭和六〇年二月郵政令八二号」

(通信設備の安全施設)

第四十七條 第二章第三節(安全施設)の規定は、許可を要する電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備に準用する。

本条：全部改正「昭和四十七年七月郵政令二五号」・一部改正「平成一四年九月総務令九六号」

電波法施行規則

(医療用設備の安全施設)

第四十八條 医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。

一 高圧電氣により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二 医療電極及びその導線と発振器出力回路、電力線等との間の絶縁抵抗は、五〇〇ボルト絶縁抵抗試験器によつて測定し少くとも五〇メガオーム以上あること。

三 医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

本条：全部改正「昭和二六年二月電監審規則九号」

(工業用加熱設備の安全施設)

第四十九條 工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合しなければならない。

一 前条第一号の事項(高周波熔接装置、真空管電極加熱用装置等)のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。

二 設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電氣的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。

(各種設備の安全施設)

第五十條 前条の規定は、第四十五條第三号の各種設備に準用する。

第四章 雜則

第一節 電波天文業務等の受信設備の指定基準等

本節：追加「昭和四〇年九月郵政令二八号」

(指定に係る受信設備の範囲)

第五十條の二 法第五十六條第一項に規定する指定(以下この節において単に「指定」という。)に係る受信設備は、次の各号に掲げるもの(移

2013年版 情報通信法令集

平成25年12月13日 発 行

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
